

潟上市利用者負担額基準額表（予定）及びすこやか子育て支援事業助成制度

【階層判定について】

税額控除のうち、「寄付金税額控除（ふるさと納税）」「外国税額控除」「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」「配当控除」「住宅借入金等特別税額控除額（住宅ローン控除）」等を受けている方は、控除した金額を加算して算出されます。（控除額が反映されません）

●3号認定【一般世帯】

国階層		1	2	3		4		5	6	7	8
市階層		A1	B1b	C1b	C2b	D1b		D2b	D3	D4	D5
保育料多子軽減制度				所得割57,700円未満の場合、子どもの年齢に関わらず生計同一の順に2人目半額、3人目以降無料				生計同一の教育・保育施設に入所している 最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降無料			
課税の状況		生活保護	非課税	均等割のみ	48,600円未満	48,600円以上 72,800円未満	72,800円以上 97,000円未満	97,000円以上 169,000円未満	169,000円以上 301,000円未満	301,000円以上 397,000円未満	397,000円以上
保育料	短時間	0円	0円	14,200円	19,300円	24,500円	29,400円	34,300円	39,200円	44,100円	
	標準時間	0円	0円	14,500円	19,500円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	
すこやか助成割合				2分の1		4分の1					

※3・4・5階層の第2子以降無料

※6階層の第3子が出生した世帯に限り、第2子以降半額助成

●3号認定【ひとり親世帯等】

国階層		1	2	3		4			5	6	7	8
市階層		A1	B1a	C1a	C2a	D1a	D2a	D2b	D3	D4	D5	
保育料多子軽減制度				所得割77,101円未満の場合、子どもの年齢に関わらず生計同一の順に2人目以降無料					生計同一の教育・保育施設に入所している最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降無料			
課税の状況		生活保護	非課税	均等割のみ	48,600円未満	48,600円以上72,800円未満	72,800円以上77,101円未満	77,101円以上97,000円未満	97,000円以上169,000円未満	169,000円以上301,000円未満	301,000円以上397,000円未満	397,000円以上
保育料	短時間	0円	0円	6,000円	9,000円			29,400円	34,300円	39,200円	44,100円	
	標準時間	0円	0円	6,000円	9,000円			30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	
すこやか助成割合				2分の1								

※3・4・5階層の第2子以降無料

※6階層の第3子が出生した世帯に限り、第2子以降半額助成

- 1 ひとり親世帯等とは、母子（父子）世帯、障害者世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給者等）、特に困窮していると市長が認める世帯をいいます。
※所得割額が77,101円以上の母子世帯等は、一般世帯と同様の基準となります。
ただし、すこやか子育て支援事業助成金に関しては障害者世帯は、一般世帯に含まれます。

2 同一世帯において小学校就学前までの範囲内にある子どもが複数人いる場合、最年長の子どもから順に2人目はこの表の半額、3人目以降については0円となります。

3 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の母子世帯等において、2人目以降については0円となります。

4 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合、特定被監護者等の最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円となります。

※保育料の変更について

修正申告等により税額に変更があった場合や結婚、離婚により世帯の状況が変わった場合には、保育料が変更になる場合があります。すみやかに子育て応援課まで報告してください。

なお、保育料の変更は、変更の報告があった日（または変更を確認した日）の翌月分からとなります。